

有価証券運用は 地銀の「本業」ではない

「預貸業務等が伸び悩み、「本業」利益が赤字に落ち込む地銀が約6割にも達するなか、有価証券運用事業は「第二の本業」であるとおおる意見が足もとで散見される。しかし、銀行の社会的使命や銀行法の目的を無視したこうした乱暴な考えがまかり通ることに懸念

場外乱闘

地銀の有価証券運用は 「第二の本業」で良いのか

*本コーナーは、金融機関の職員が組織人としての枠を超えて、職務上直面した世の不条理と戦う場です。読者の投稿を歓迎します。
(宛先:weekly@kinzai.or.jp)

を抱く。銀行法10条において、銀行の固有業務は、「預金又は定期積金等の受入れ」「資金の貸付け又は手形の割引」「為替取引」の3種類と定められ、有価証券運用はあくまでも付随業務とされている事実とその理由にいま一度立ち返るべきである。

銀行は、これら固有業務を通じ、金融仲介機能や信用創造機能、決済機能を發揮し、「国民経済の健全な発展に資する」（銀行法

1条）ことを社会的使命とする法人であり、その見返りとして銀行免許等に基づく特権的な地位を得てビジネスを展開している。一般の株式会社であれば、定款に定める範囲内で自己資本を活用し、収益獲得を目指すこととなる。しかし、同じ株式会社の形態を取るものの、銀行免許を付与されている以上、自己資本を活用した業務の範囲は制限されると解するのが銀行法の趣旨にも沿うはずである。すなわち、銀行が自己資本でリスクを取って行う事業は固有業務の範囲内にとどめ、付随業務である有価証券運用業に広げるべきではないというのがあくまで原則と考える。そのような制限を超えて本業として有価証券運用を行うとしたら、もはや銀行ではなく、投資ファンドといったほうが実像を言い当てていよう。その場合、銀行免許に基づいて固有業務を行ったり、預金保険によって低コストで資金を調達できたりするといった特権的地位の正当化はきわめてむずかしくなる。

言い換えれば、銀行の有価証券運用は、原則として「本業」の期間利益のみをリスク取得原資として行われるべきであるということだ。そのため、本業が赤字である約6割の地銀は、そもそも有価証券運用事業に前のめりになるのではなく、積極的なリスク取得を控えるべきである。もちろん、原則論を振りかざし、当該事業でのリスク取得をゼロにすべきとまで極端かつ非現実的もしくは不適切な主張をするつもりはない。まずは超低金利水

準から生じるコストや流動性等を総合的に勘案し、可能な限り、リスクを抑制する方向に移行しつつ、貸出事業等により大きなリスク資本を配賦できる態勢等を整えるべきだろう。

地銀が注力すべきは 「本業」への回帰

とはいえ、地銀は、有価証券運用で積極的
にリスクを取って収益を確保することが許されないのであれば、死活問題に発展しかねない。そうだとすると、「地銀ははたして生き残れるのか」「そもそも生き残る必要があるのか」との疑問もわき起こってこよう。それに対する一つの答えが、地域に根差した関係性や信頼、接点という強みを活用し、当該地域で金融付加価値を中心とするトータルソリューションを提供するという本源的業務という意味での「本業」への回帰である。担保・保証に依存していた貸出業務をあらためて見直し、事業性評価による貸出で利回りを高め、もしくは維持する努力をする。さらには、事業性評価プロセスのなかで見出される資金以外の需要に対する経営資源やソリューション提供の対価、個人向け資産運用サービスの対価としての手数料の獲得を目指す。

地域におけるこうした「本業」への注力こそ、持続可能なビジネスモデル構築の必要条件に位置付けられる。さらには、そもそも地銀はこの先も必要な存在なのかという疑問の解消にもつながるだろう。
(O次郎)